（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

１　現状

（１）地域の災害等リスク

（洪水：ハザードマップ）

○当市の洪水ハザードマップによると、北に利根川、南に荒川の日本を代表する2大河川に挟まれた地勢であり、過去においては、堤防が決壊し、甚大な水害が発生した経緯がある。会議所及び商工会が立地する市街地地域においては、浸水深区分が0.5m～3.0mの想定となっている。なお、利根川による洪水においては、当市のほぼ全域が浸水深区分が0.5m～3.0m、荒川による洪水においては、当市北部の約2/3が浸水深区分が0.5m～3.0mと想定されている。商工業者へのリスクとしては、店舗機能の停止、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

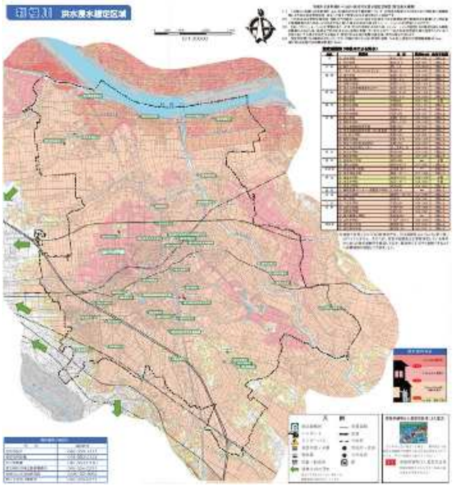

【洪水ハザードマップ（利根川）】

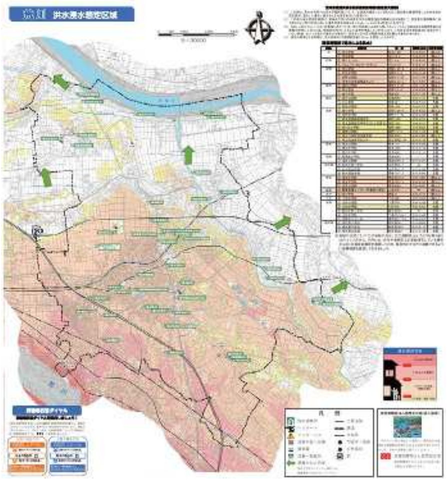

【洪水ハザードマップ（荒川）】

（内水：ハザードマップ）

○当市に関係する洪水予報指定河川は利根川水系利根川及び荒川水系荒川であるが、当市は両河川に挟まれる形で位置していることもあり、市内全域が水防法に基づく浸水想定区域に指定されており、河川氾濫等により浸水の被害が発生する可能性が高い。

全般的に起伏の少ない平坦な地形のため、台風の来襲や集中豪雨のときに、床上浸水、床下浸水、道路浸水等の内水被害が発生してきた。

商工業者へのリスクとしては、洪水同様、店舗機能の停止、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

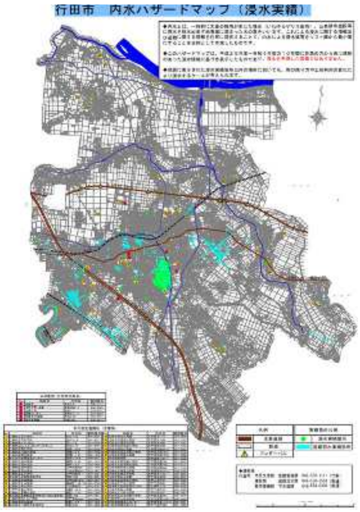

【内水ハザードマップ】

（地震：ハザードマップ）

【地震ハザードマップ】
（関東平野北西縁断層帯地震の断層位置図）

○当市では、行田市内において最大震度７が想定される「関東平野北西縁断層帯地震　破壊開始点：中央」を想定地震として、この地震ハザードマップを作成している。

○「首都直下地震緊急対策区域」として首都直下地震が発生した際に著しい被害が生じる恐れがあり、緊急に防災対策を進める必要があるとして政府が指定した区域のことで、埼玉県を含む1都9県がこの区域にしてされており、当市も含まれている。首都直下地震は、３０年以内の発生確率は約７０％とされており、埼玉県内の被害想定では、南部を中心に震度６強、その他の地域でも強い揺れが予想されている。

商工業者へのリスクとしては、洪水時と同様に、店舗機能の停止、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、事業者が火災するリスク等も存在する。

○地震による液状化被害も想定される。特に利根川周辺の地域では液状化が発生する可能性が高く、液状化による建物の沈下や傾斜により電気・ガス・上下水道といったライフライン被害や道路被害が発生する。被災時には被害の拡大や復旧の長期化が想定されるため、事業再開が遅れることにより、事業者の転出・廃業などの可能性がある。

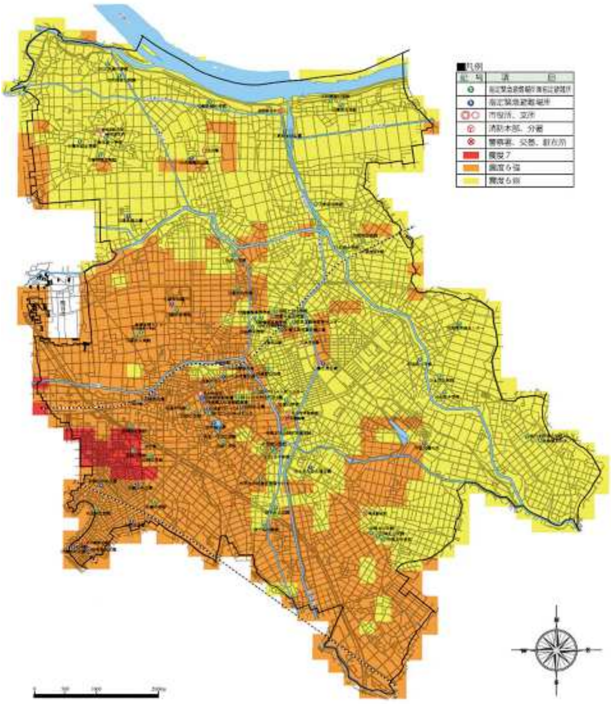

【地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）】

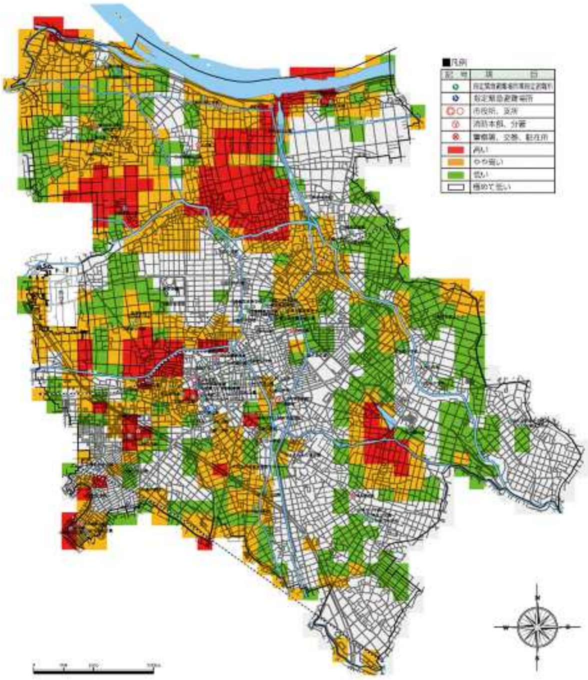

【地震ハザードマップ（液状化可能性マップ）】

（サイバー攻撃）

〇サイバー攻撃においては、行田市は情報セキュリティ基本方針に基づき、「住民情報」「内部情報」「インターネット情報」と分離して厳重に管理している。また、職員の情報管理に関するリテラシー向上のための研修を随時行っており、日々安全に管理運営する体制を整えている。

（２）域内の商工業者の状況

・商工業者等数 3,053事業所（令和７年度版統計ぎょうだ）

・小規模事業者数 2,040人（令和７年度版埼玉県商工会議所組織概要及び
令和７年度埼玉県商工会連合会データ集の合計）

※小規模事業者数は判然としないため、上記の資料より算出された数値を小規模事業者数とする

【商工業者数の内訳】

製造業	建設業	卸売業・小売業	宿泊業、飲食サービス業	サービス業	その他	合計
366	305	707	283	1,352	40	3,053

（３）これまでの取組

１）当市の取組

・本計画の策定に当たって、事業者に影響を与える当市の災害リスクの検討や重点的に支援すべき対象を決定するため、当市商工観光課と行田商工会議所、南河原商工会において打合せを行った。

・行田市地域防災計画の策定、防災訓練の実施（年１回　１箇所で実施）

２）当所及び当会の取組

・行田市が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。

・東京海上日動火災保険株式会社、及び あいおいニッセイ同和損保株式会社と連携したビジネス総合保険制度への加入促進を行った。

・損害保険ジャパン株式会社と連携した事業活動総合保険への加入促進を行った。

・埼玉県火災共済協同組合と連携した火災共済への加入促進を行った。

・職員用に、防災備品（緊急避難用セット、避難用装備、飲料・飲料水、防災・復旧用品、保護・救援用品、生活用品・その他）を備蓄している。

・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。

・事業者BCPの策定支援、見直し支援として、市内事業者を訪問指導した。

３）事業継続力強化支援計画の実施状況
・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導　12者
・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導　４者
・事業継続力強化に関するセミナー　年１回

２ 本計画の策定及び実行に当たっての課題と対策
【課題】
・市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
・地域の自然災害等リスクについて当所、当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
・本計画の実行に当たって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当所・当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】
・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省ＨＰに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や、当所・当会会員への聞き取り等で把握する。
・当市危機管理課、商工観光課、当所・当会で年１回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、公益財団法人埼玉県産業振興公社、東京海上日動火災保険株式会社など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

３ 目標
・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が１％程度と低いことから、事業者ＢＣＰの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。
◇年間4者に対して事業者ＢＣＰの策定・見直し支援を行う。
◇市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を2%
◇損害保険加入の取組を８者に対して行う。
上記目標達成のため、年１回セミナー、説明会を開催する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
１　事業継続力強化支援事業の実施期間　（令和８年４月１日　～　令和１３年３月３１日） ２　事業継続力強化支援事業の内容 （１）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握 ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。 ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。 （２）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。 ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者を会報等で PR する ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。 https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 （３）フォローアップ ・行田市の防災訓練への参加を促す。 ・計画の見直しについての指導を行う。 ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。 （４）知見の共有及び事業継続力の底上げ ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。 （５）関係団体等との連携 ・公益財団法人埼玉県産業振興公社や損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。 また、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。 ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。 ※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制
（令和８年１月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

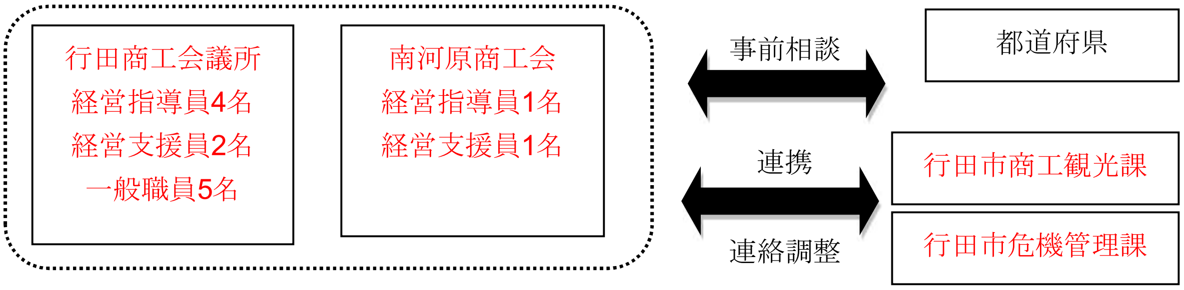

①都道府県及び関係市町村との連携体制

・当会、本市商工観光課・危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年１回、連絡協議会を開催する。
・また、認定主体である埼玉県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②広域的な支援体制（広域的な支援体制を構築する場合のみ記載してください）

・市街地及び南河原地区は地理的にも同様の災害リスクを持つことから、より効率的な支援を行うため、当所及び当会が連携し、共同で支援を行う。

③商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

・市内を市街地と南河原地区に分け、法定経営指導員４名と経営指導員１名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
・保険加入促進については、公益財団法人埼玉県産業振興公社や損害保険会社による個別相談の体制とする。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

・法定経営指導員４名、経営指導員１名、事務員等８名の合計１３名体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
・上記で把握・検証した実施状況を当所・当会と行田市の連絡協議会（年１回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制
・当所 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

当所　経営指導員　福嶋 正幸、吹譯 秀和、島澤 秀樹（連絡先は後述（3）1.参照）
当会　経営指導員　佐野 和美（連絡先は後述（3）2.参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）
・本計画の具体的な取組の企画や実行
・本計画の取組実施における目標・指標の設定
・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否
経営指導員　福嶋 正幸、吹譯 秀和、佐野 和美は、施行規則第２条第２項に規定する広域経営指導員に該当する。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①行田商工会議所 経営支援課
〒361-0077　埼玉県行田市忍 2-1-8
TEL：048-556-4111　／　FAX：048-556-0059　　E-mail：info@gyoda-cci.or.jp

②南河原商工会
〒361-0084　埼玉県行田市南河原 921-6
TEL：048-557-0742　／　FAX：048-557-0412　　E-mail：minami@syokoukai.jp

③関係市町　　　行田市　環境経済部　商工観光課、市民生活部　危機管理課
〒361-8601　埼玉県行田市本丸 2-5
TEL：048-556-1111　／　FAX：048-553-5063　　E-mail：syoko@city.gyoda.lg.jp

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

（別表３）
事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
必要な資金の額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
・調査費	20	20	20	20	20
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
・パンフ、チラシ作製費	200	200	200	200	200
・職員向け研修会開催費	300	300	300	300	300
・チラシ送付代	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、事業収入 等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）
　事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
損害保険ジャパン株式会社　　　　　　代表取締役社長　石川 耕治 〒160-8338　東京都新宿区西新宿 1-26-1　　　TEL：03-3349-3820 （埼玉支店熊谷支社） 〒360-0037　埼玉県熊谷市筑波 3-4 熊谷第 1 ビル 6F TEL：048-523-1155　／FAX：048-525-8690 あいおいニッセイ同和損保株式会社　代表取締役社長　新納 啓介 〒150-8488　東京都渋谷区恵比寿 1-28-1　　　TEL：03-5424-0101 （埼玉北支店） 〒360-0037　埼玉県熊谷市筑波 1-204 吉見ビル 1F TEL：048-521-1157　／FAX：048-521-1254 東京海上日動火災保険株式会社　　　取締役社長　城田 宏明 〒100-8050　東京都千代田区大手町 2-6-4　常盤橋タワー　TEL：03-3212-6211 （熊谷支店） 〒360-0041　埼玉県熊谷市宮町 2-43-2F　　　TEL：048-521-4519 埼玉県火災共済協同組合　　　　　　理事長　江原 貞治 〒330-8669　埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5　大宮ソニックシティビル 7F TEL：048-643-5331
連携して実施する事業の内容
①災害共済の加入推進 ②BCP 普及セミナー、BCP 策定支援、訓練セミナー　等 ③自然災害に関わる保険の見直し（事業休業の備え・水災補償など） ④ハザード情報レポートの提供
連携して事業を実施する者の役割
①災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ②自然災害によって休業した場合の備えや水災補償についての既加入保険の点検を実施する。 ③地域事業所所在地のハザード情報レポートを提供、自然災害リスクについて周知活動を実施する

連携体制図等

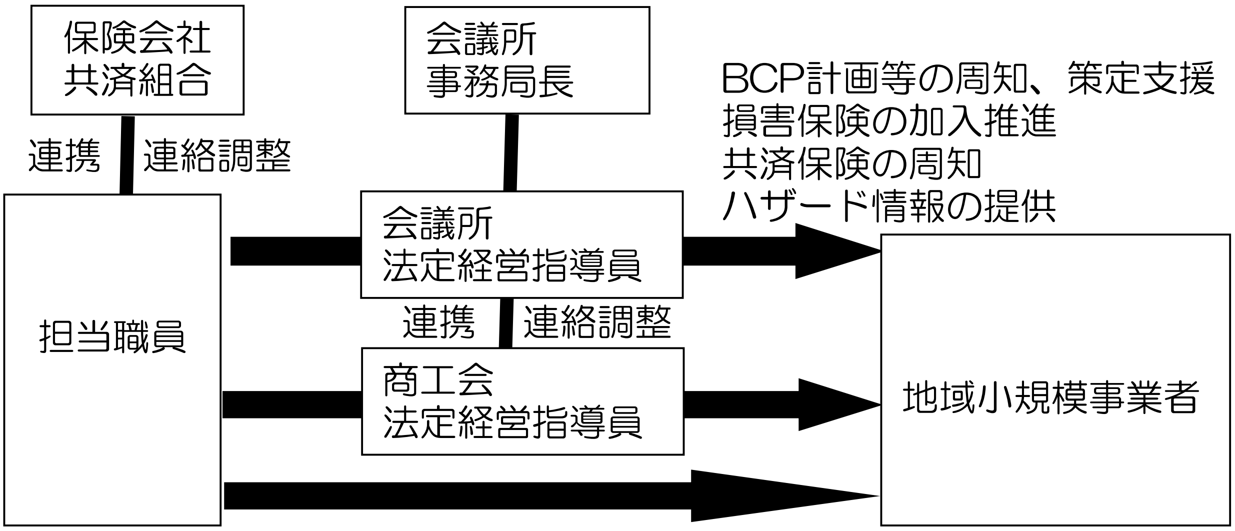

保険会社
共済組合
連携
連絡調整
会議所
事務局長
BCP計画等の周知、策定支援
損害保険の加入推進
共済保険の周知
ハザード情報の提供
担当職員
会議所
法定経営指導員
連携
連絡調整
商工会
法定経営指導員
地域小規模事業者